

報道各位

「PKI及びPDFによる電子委任状を利用した、 自治体の電子申請における代理申請実証実験報告書を公開」

電子申請推進コンソーシアム

電子申請推進コンソーシアム（会長：青木宏之（株）日本法令代表取締役社長）は、平成15年2月20日から平成15年3月20日まで岐阜県基盤整備部建設政策課、経営管理部新行政推進室、経営管理部電子県庁推進室の協力の下、岐阜県行政書士会と共同で建設業営業年度終了届（決算変更届）の電子代理申請の実証実験を行いました。

この度、実施した実験の概要及び結果、さらに実験に携わった方々のコメントをまとめながら、今後構築すべき電子申請システム及び代理申請システムへの方向性を記した「[実験報告書](#)」がまとまりましたので、お知らせするとともに電子申請推進コンソーシアムのWebサイトにて一般公開することといたします。

本報告書は<http://www.e-ap.gr.jp/topics/030825/report.pdf> よりダウンロード可能です。

この報告書では、以下のテーマについて記載されています。

- ・ 民法代理、企業内代理、専門性代理
- ・ 代理申請のための電子委任状
- ・ 「G t o B」申請と「G t o C」申請の違いによる申請システムの切り分け
- ・ プロジェクト管理による申請ナビゲーション
- ・ 電子申請における添付書類の扱いについて
- ・ 電子帳票から電子製本・電子封筒へ

電子申請における代理申請の重要性

すでに一部の省庁及び自治体においては、インターネットを經由した電子申請業務が稼働しています。しかし多くの場合は本人確認を重視しない各種届出・申込であり、電子署名・電子認証等のPKIを使用した電子申請は、運用までの敷居が高いこともあり一般的とはなっていません。また、ほとんどの申請は申請当事者自らが申請行為を行う本人申請です。

電子申請の特色の一つとして「非対面申請」という事が挙げられます。

つまり、顔を合わさなくても申請が可能になるのですが、それ故に通常は「本人なのかどうか」を確認するすべがありません。そのため、電子申請では本人であるかの確認を、電子認証を使って行うこととなります。

電子認証で本人であることを確認できる技術・制度はある程度確立してきていますが、逆に本人でなければ申請者として確認できないというのも問題です。

現状の電子申請では、申請書類（申請データの作成）及び電子署名による申請意志表示

と申請データを送信するという申請行為をシステム上で明確に区分していません。もし申請者本人が何らかの事情で申請行為ができなかった場合、本人申請でしか申請ができないのであれば、様々な不都合が生じます。

そこで来るべき電子申請システムには、代理申請システムを含んだ形で稼働させることが望ましいと考えられます。

【実証実験参加企業】

- 主査 株式会社クリックス（本社：東京都大田区、社長：栗山 匡司）
- アドバイザー システムズ 株式会社（本社：東京都品川区、社長：石井 幹）
- 日本ユニシス株式会社（本社：東京都江東区、社長：島田 精一）
- 株式会社ネットマークス（本社：東京都港区、社長：長尾 多一郎）
- 株式会社日立システムアンドサービス（本社：東京都大田区、社長：中村 博行）

電子申請推進コンソーシアムについて

電子政府・電子自治体の実現に向けて、オンライン申請のモデル像や標準化技術などを民間レベルで協議・提言していくことを目的とした任意団体です。

ソフトウェアベンダー、ハードウェアベンダー、システムインテグレータから印刷・出版業界に至るまで幅広い企業が参画しており、ご講演いただいている学会などの知識層や行政への申請業務に深く関わっている行政書士の諸団体とのコラボレーションを通じて、申請者にとって真に使いやすい電子申請の早期実現を目指しています。

URL <http://www.e-ap.gr.jp/>

本件に関するお問い合わせ先

株式会社クリックス 営業部新規事業グループ

E-mail sales@clicks.ne.jp

2002年度代理申請実証実験WG主査 行政書士 川口弘行

E-mail info@kawaguchi.com

電子申請推進コンソーシアム 事務局 鹿野谷（かのや）/田原

E-mail : info@e-ap.gr.jp TEL : 03-3513-5036

〒162-0834 東京都新宿区北町6番地 神楽坂六番館103号

(株)デジタル経済研究所内